

「阿輩雞弥阿每多利思比孤」について

—七世紀の君主号—

近 藤 志 帆

はじめに

「天皇」は、古代以来の日本における君主号であった。従って、その君主号としての成立・始用についての考察は、日本古代国家の君主制、ひいては「天皇」を君主とした日本古代国家そのものの成立と不可分の問題であり、また、「天皇」を君主号として採用した意識の解明は、同じように日本古代国家の君主と古代国家そのものについての、支配階級の意識を探ることにほかならない。

そのため、「天皇」号の成立については、それ以前の君主号からの変遷を含め、多くの研究が積み重ねられてきた^①。君主号の変化は、その称号を冠する君主とその王権の変化を反映したものと考えられ、その要因として列島内の政治状況の変化と対外関係とが重視されている。それに金石文史料の評価を加えて、「天皇」号の成立時期については、①欽明朝成立説^②、②推古朝成立説^③、③大化改新時成立説^④、④天智朝成立説^⑤、⑤天武・持統朝成立説^⑥、⑥大宝律令制定時成立説^⑦、などが提唱されてきたが、近年では天武・持統朝成立説が有力になっている。

一方、「天皇」の和訓が「スメラミコト」であることは周知のところであるが、「天皇」号の成立についての研究に比べれば、「スメラミコト」の君主号としての成立についての関心は高かったとはいえない。しかし、近年は、「天皇」号同様、「スメラミコト」号も天武・持統朝に成立したとする見解が提示されており、その語義は、従来の「統ぶ」ではなく、「澄む」に由来する、君主の政治的・宗教的に聖別された神的超越性をあらわす特殊な尊称とする理解が受け容れられているようである。

ところで、「天皇」——「スメラミコト」以前の君主号として「大王」——「オオキミ」を位置づけることには今日異論はないと思われるが、その移行過程については、「帝」・「天王」などの称号が使用されたとする説も唱えられている。また、同じ移行過程に現れたものとして議論を呼んできたものに、『隋書』に見える「阿鞞羅弥」「阿每多利思比孤」がある。

本稿では、「大王」——「オオキミ」から「天皇」——「スメラミコト」への移行過程において現れた、あるいは現れたとされる君主号について検討を加え、「天皇」——「スメラミコト」成立の前史についての私見を明らかにしたい。

一 「帝」と「天王」

「大王」から「天皇」への移行過程に、「帝（帝王・帝王・皇帝）」号が使用されたとされたのは、渡辺茂氏である。氏は、古事記序文や懷風藻序文に「天皇」とともに「聖帝」「皇帝」が併用されていることをあげられ、津田左右吉が「天皇考」で述べて以来有力な学説となっていた推古朝成立説がいうように、推古朝に「天皇」号が公式に制定されていたならば、約一世紀くらだった『日本書紀』の時代においてなお、「皇帝」と「天皇」が混用されていることは理解しがたいとされ、君主

号としての「天皇」号の成立を天武・持統朝に求められた。

「天皇」号の成立を天武・持統朝とされた氏の見解が、今日有力な学説とされていることは先述の通りであるが、その前段階に、「帝」号の使用を想定されることについてはいかがであろうか。氏が、「帝」号使用の根拠とされた古事記・懷風藻それぞれの序文であるが、古事記そのものの編纂は天武朝に始められたものの、その序文の成立は、序文結びに記された「和銅五年正月廿八日」を大幅にさかのぼるとは考えられない。懷風藻序文も、それが成立したのは、その結びに「于時天平勝宝三年歲在辛卯冬十一月也」とある時をそうさかのぼるものではないであろう。つまり、古事記序文・懷風藻序文の成立は、ともに大宝律令制定後であり、とすれば、そこに使用されている「帝」「帝王」「皇帝」などは、令に規定された「皇帝」に由来すると考えることもできる。その大宝令には、「天皇」号もすでに規定されているのであるから、「帝」「帝王」「皇帝」などの称号が「天皇」に先立つとは必ずしもいえなくなるのではなからうか。「天皇」号成立以前の「帝」号使用に疑問があるとなれば、「大王」号については氏もその使用を認めておられるので、「大王」から「天皇」へと変化したことになる。

次に、「天皇」号成立以前に「天王」号の使用を想定されるのは、角林文雄氏である。氏は、そう考えられる理由として、以下の三点をあげておられる。

第一は、高句麗、新羅、百済の王が「大王」または「太王」と名乗っていたことは史料より明らかであるが、倭国の王は、五世紀以来、百済を従属関係に置く立場をとっていた。その倭王が百済王と同じ「大王」を名乗っていたならば、倭王は百済王と対等の立場に立つことを主張したにすぎず、称号上なら従属関係が明確にならない。従って倭王が「大王」を名乗っていたとは考え難い。

第二は、「大王」の史料とされていた江田船山古墳出土太刀、および隅田八幡宮所蔵鏡の銘文に関して、従来の解釈には疑問がある。

第三は、推古朝遺文においてすでに「大王」は普通の皇子を指す言葉として用いられている。また『万葉集』でも「大王」は君主にも皇子にも用いられている。従って「大王」が君主にも皇子にも使用される言葉であったことは推古朝以来一貫している。仮に、推古朝より以前の段階で君主のみが「大王」を名乗っていたとすれば、推古朝に至って、なぜ、皇子までも「大王」を名乗るに至ったのか、疑問である。

以上から、氏は、「大王」から「天皇」へという定説は否定するべきであり、推古朝を境として「天王」から、より宗教的な意味がこめられている「皇」字を使用した「天皇」に変化したものと推測されている。また、「天王」テンオウ」という称号があったとするならば、「天皇」という称号は読みを変更しなくても、「王」字を「皇」字に変更するだけで、君主号の変遷をスムーズに行うことが出来たとされている。

これについては、まず、角林氏が理由としてあげられた第二の点についてであるが、氏は江田船山古墳出土太刀と隅田八幡宮所蔵鏡の銘文について考察されているが、これら二点の銘文については、かつてさまざまな解釈がなされていた。しかし、一九七八（昭和五十三）年に発見された稲荷山古墳出土鉄剣の銘により、「辛亥年」つまり四七一年、五世紀には「大王」という称号が倭国内で使用されていたことが確実になった。したがって、角林氏の第二の理由とともに、第一の点も成立しなくなったのである。

では、第三の理由はどうであろうか。角林氏は、『万葉集』における「大王」の用例として、弓削皇子（二二〇四）、長皇子（二二三九）、新田部皇子（二二二六）をあげておられるが、ここで注意されるのは、これらがすべて「天皇」号

が確実に律令に規定された以後のものであるということである。そのことはつまり、「天皇」号成立以前には皇子女に対して「大王」「オホキミ」を使用した例はないことを意味しており、ひるがえって、それは「天皇」号成立以前には「大王」「オホキミ」は君主に対してのみ使用されていたためと考えられるのである。また、角林氏は推古朝遺文として天寿国繡帳銘をあげられ、そこで、尾張王を「大王」と記していることから、推古朝には「大王」が君主以外の皇子女にも使用されていたと主張されている。しかし、天寿国繡帳の製作年代は推古朝をくだるとの見解が示されているし、また、仮に天寿国繡帳が推古朝のものであったとしても、同銘文には「天皇」号も見られるので、「天皇」号成立以前に皇子女が「大王」と称された例はない、という点においては『万葉集』の場合と変わりない。

では、君主に対してのみ使用されていた「大王」(オホキミ)がなぜ君主以外にも使用されるようになったのか。その理由は、新たに君主の称号として天皇号が採用されたことによる下降現象と捉えるのが最も妥当であると考えられる。以上から、君主号としての「大王」号の使用を否定することはできないであろう。

では、角林氏がいわれる「天王」号の使用についてはどうか。「天王」という記述がでてくる史料は、『日本書紀』雄略五年七月条の「百濟新撰云、辛丑年、蓋鹵王遣弟昆支君、向大倭、侍天王。以脩兄王之好也」と、雄略二十三年四月条の「百濟文斤王薨。天王、以昆支王五子中、第二末多王、幼年聰明、勅喚内裏」で、この「天王」はいずれも雄略天皇のことを指している。ところが、雄略紀二年七月条にもう一ヶ所引かれた『百濟新撰』には「百濟新撰云、己巳年、蓋鹵王立。天皇遣阿禮奴跪、(以下略)」とあり、「天皇」と記されている。つまり、日本側の史料に出てくる「天王」は全く断片的で、その用法には一貫性がなく、「天皇」の略敬と解するか、「天皇」を簡便に「天王」と書いたとする方が妥当であろう。加えて、金石文史料には「天王」号がみえないことも、「天皇」号以前の君主号としての「天王」の使用を疑う

根拠となるだろう。なお、「大王」号の使用が確實になった以上、仮に「天王」号の使用を想定するならば、いつ、どのような事情によって「大王」から「天王」への変更が行われたのかが明らかにされなければならないことも指摘しておきたい。以上から、「大王」↓「帝」↓「天皇」と変遷したとする理解も、君主号としての「大王」号は使用されておらず、「天王」から「天皇」へ移行したとする理解もともに説得性に欠けるといえるのが私見であり、通説のように、古代の君主号は「大王」から「天皇」へと移行したと考えてよいと思われる。

二 「阿鞞羅弥」「阿每多利思比孤」

次に、『隋書』に見える「阿鞞羅弥」「阿每多利思比孤」について考察していく。まず、関連史料をあげる。

『隋書』卷八十一、東夷伝倭国条。

(上略) 開皇二十年、倭王姓阿每、字多利思比孤、号阿鞞羅弥、遣使詣闕、上令所司訪其風俗、使者言、倭王以天為兄、以日為弟、天未明時、出聽政、跣趺坐、日出便停理務、云委我弟、高祖曰、比太無義理、於是訓令改之、(下略)

大業三年、其王多利思比孤、遣使朝貢、(中略) 其国書曰、日出処天子、致書日没処天子、無恙云々、帝覽之不悅、謂鴻臚卿曰、蛮夷書有無礼者、勿復以聞、(下略)

『通典』卷百八十五、边防一東夷上倭

(上略) 隋文帝開皇二十年、倭王姓阿每、名多利思比孤、其国号阿鞞羅弥、華言天兒也、遣使詣闕、(下略)

なお、唐から日本への国書には「勅^ニ日本国王、主明楽美御徳^一」。彼礼儀之國、神靈所扶、滄溟往来、未嘗為^レ患^一」（『唐丞相曲江張先生文集』卷七「勅^ニ日本国王書^一」）とあることから、日本は唐に対しては、その君主号を「主明楽美御徳」、すなわち「スメラミコト」と称していたことが知られている。これは、天智八（六六九）年以來三十年の空白を経て大宝元（七〇一）年に任命された遣唐使が、律令と新たな国号「日本」の制定を唐朝に報告することを使命としたものであったとされることからすれば、「スメラミコト」という新たな君主号もこの時に唐朝に伝えられたと考えられる。従って、「阿輩難弥」「阿每多利思比孤」は、まさに対隋外交においてのみ使用されたものであったことをあらためて確認した上で、『隋書』開皇二十（六〇〇）年の記事に見える、「阿輩難弥」「阿每多利思比孤」について考えていきたい。

まず、「阿輩難弥」については、従来その訓みは「オオキミ」とされてきたが、近年、「アメキミ」とする考えも提唱されている⁸³。ただし、いづれにしても、それが君主の「称号」であることについては、論者の見解は一致しているといつてよい。ただ、「オオキミ」とするならば、倭国内で使用されていた称号をそのまま隋に示したことになるが、「アメキミ」とするならば、これが倭国内で一般的に大王の称号として使用されていた確実な史料は現在のところ確認できないことから、隋との外交に際して新たに創出されたと考えざるを得ない。

次に、「阿每多利思比孤」について考えたい。これについては、まず、「阿每多利思比孤」を倭王の實際の名、実在する倭王の名とする説がある。しかし、遣使当時の大王であった推古女帝に否定するならば、「比孤」という男性表現や王妻の存在について述べられていることが問題となる。王妻についての記述を一般的な事柄を述べたものと解しても、「比孤」という男性表現との矛盾は解消されない。そこから、これを聖徳太子などに比定する説が唱えられた。しかし、これらの説では、遣使当時の大王ではない人物を大王としたことになってしまう。

これに対して、「阿每多利思比孤」を倭王の實際の名、実在する倭王の名と解するのではなく、それ自体が倭王の称号であったとする考えがある。⁽⁵⁾すなわち、一般外臣が中国に遣使する時の国書形式では「国名十王十名」と記すことから、倭国の使者が倭王の称号として述べたものを、隋側が姓名と解したものととして、「阿鞞羅弥阿每多利思比孤」全体を当時の倭王の称号としてとらえるというものである。このように考えれば、「阿每多利思比孤」を實際の倭王の名、実在する倭王の名と解することによる先述したような矛盾を生じることはない。最近では、多くの論者がこの説を採用しているようであるが、ただその場合、「アメタリシヒコ」が倭国内で君主号として使用されたことを示す確実な史料がないことが問題となる。「アメタリシヒコ」は、どのような意味で、倭国からの使者によって語られたのであろうか。

これについて考えるために、まず、「阿每多利思比孤」の意味するところを明らかにしたい。山尾幸久氏は、欽明天皇（アメクニオシハルキヒロニハ）において初めて現われる「天」（アメ）を含む和風諡号の存在、『隋書』「倭王以天為兄、以日為弟」に見える倭国独自の「天」觀念——中国では、「天」は思想として純化された絶対的な世界であるのに対し、倭国のそれはそこに祖先の神々がすむ世界であり、人間界との接点を失っていないというもの——、そして推古朝の政治形態および政治思想に朝鮮三国の影響が濃厚であり、その三国の王家が天孫降臨の始祖神話を持っていることなどから次のように考えられた。すなわち、継体朝頃から倭国独自の「天」觀念をふまえて大王家の始祖説話としての天孫降臨神話の原形があり、推古朝において、それが伴造の奉仕由来譚として大王即位儀礼などで誦唱され、宮廷神話が体系化・固定化されていくなかで、「アメタリシヒコ」は降臨した天孫を意味する「あまくだられたおかた」というほどの意味をもつ語であった、とされるのである。とすれば、「アメタリシヒコ」は、倭国独自の「天」觀念と、それを背景にもつ天孫降臨神話によって、倭国の大王の特性を語ったものであったといえるのである。それは、『通典』にある「華言天兒也」とも通じるのであり、

「華言天兒也」とは、「阿每多利思比孤」という語によって倭国の使者が説明した大王の特性を、中国側が端的に表したものと解してよいであろう。

従って、遣隋使派遣当時の倭国王の称号は厳密には「阿輩雞弥」であり、「阿每多利思比孤」とは、倭国独自の「天」觀念と、それを背景にもつ天孫降臨神話に由来する大王の特性について倭国の使者が語ったものと考えられるのである。このように考えれば、『隋書』が「阿輩雞弥」のみを号としていること、加えて、倭国内で、君主号として使用されたことを示す確実な史料がない「アメタリシヒコ」が、隋との外交の場で語られ、隋側によって記録された（ただし、隋側はそれを倭王の「姓名」と「誤解」したのであるが）事情が理解できよう。¹⁷

では、なぜ、開皇二十年の遣使にあたり、それまでの対中国外交で用いてきた「倭王」「倭国王」ではなく、「阿輩雞弥」という独自の称号を用いたのであるか。隋との国交を開くにあたり、倭国は五世紀の、いわゆる倭の五王時代のような冊封を受けるといふ関係を改め、朝貢はするが冊封は受けないという新たな関係を隋との間に設定しようとした。これが、隋の冊封を受けている朝鮮半島の三国に対して、中国との関係における独自性、優位性を主張しようとする倭国の対朝鮮半島政策に基礎づけられたものであることは、石母田正氏が指摘しておられる通りである。そうした新たな関係の設定を示唆するという意図が、冊封によって与えられる「倭王」「倭国王」という称号ではなく、新たな称号を用いることにさせたと考えることができよう。

次に大業三（六〇七）年の記事について考えてみる。この記事では、「其王多利思比孤」とあるが、これは、「阿每多利思比孤」を倭王の姓名と解した開皇二十年の記事を承けたものであるから、とくに論じるべきことはない。この記事で最も注目されてきたのは、煬帝に宛てた国書で、隋皇帝煬帝を「天子」と称すると同時に、倭王自らも「天子」と称していること

である。

これについては、かつては、隋皇帝に対するのと同じ君主号を用いていることから、倭王が隋皇帝と自らを同列に位置づけたものと見なし、いわゆる対等外交を目指したものと解されてきた。しかし、倭国から隋への遣使は、あくまでも隋を頂点とした東アジア国際秩序（冊封体制）への参入であり、「朝貢」であったことは、西嶋定生氏^⑨や石母田氏^⑩が早く指摘されたところである。

にもかかわらず、一見、隋皇帝と同列の存在であることを主張するような「天子」という称号を自称したのはなぜだろうか。それは、開皇二十年の遣使の際に主張しようとした、朝貢はするが冊封は受けないという方針を、隋側にいっそう明確に示そうとする意図によるものと考えることができよう。

そうした倭国の独自の対中国外交の背景に、倭の五王以後、中国への遣使が途絶えていた時期に成立した、倭国のみを中心とした「天下」という観念があったことを、西嶋氏が指摘しておられる。山尾氏が指摘された倭国独自の「天」観念^⑪も、おそらくはこの「天下」観念とも関連して形成されたのではなからうか。

とすれば、煬帝宛て国書の「天子」は、中国における「天子」本来の意味である天帝の子に擬された存在と全く異なるものではないにしても、それは何よりも倭国のみを中心とした「天下」の支配者としての「天子」であり、さらに、中国の「天子」にはない、独自の「天」観念とそれを背景とした天孫降臨神話に裏付けられた、天上の神々の系譜に連なる存在という意味での「天の子」という二重の意味を有していたと考えられるのである。そして、後者が、「あまくだられたおかた」としての「阿每多利思比孤」と重なってくるのであり、このように考えれば、開皇二十年の「阿輩難弥阿每多利思比孤」と、大業三年の「天子」とは、倭国の支配層の意識においては、矛盾なくつながるものであったといえよう。そして、倭国の支

配層の意識において、倭国の大王をそのような意味での「天子」ととらえたことによって、それは異質の存在である中国の天子とも並立しえたのであり、それが「日出処天子」「日没処天子」という表記となって現れたと考えられる。しかし、このような倭国独自の觀念に基づく「天子」号の使用が隋に受け容れられようはずもなく、天下に一人、中国皇帝以外にありえない「天子」を称したとして、周知のように煬帝の不興をかうこととなったのである。

おわりに

はじめにでも述べたように、君主号の変化は王権のあり方、国家のあり方の変化に規定されており、そうした変化をもたらしした要因としては、国内的契機と国際的契機が重視されている。二つの契機は、それぞれに独自のものでありながら、相互に不可分の関係にあるとされており、両者を統合して理解することが求められている。²³ 本稿も、それを念頭に置いて考察を進めた。まず、「天皇」——「スメラミコト」以前の君主号は「大王」——「オオキミ」であったと考えられることを述べ、次に、『隋書』に見える「阿輩難弥」「阿每多利思比孤」について、その意味、語の成立の背景、「天子」号の使用との関連などを考察した。これによって、「大王」「オオキミ」から「天皇」「スメラミコト」への変化の一端を明らかにできたと思う。これをふまえ、「大王」「オオキミ」から「天皇」「スメラミコト」への変化の全体を考えることは、今後の課題としてい。

[註]

- (1) 研究史については、以下の論文に的確な整理がなされている。東野治之「大王」号の成立と「天皇」号（上田正昭ほか編『ゼミナル日本古代史 下』光文社、一九八〇年）。森公章「天皇」号の成立をめぐる（『日本歴史』四一八、一九八三年）、「天皇」号の成立とその意義」（『古代史研究の最前線 1 政治・経済編（上）』雄山閣出版、一九八六年）。
- (2) 栗原朋信「東アジア史からみた「天皇」号の成立」（同氏『上代日本対外関係の研究』吉川弘文館、一九七八年）。
- (3) 古くは、津田左右吉「天皇考」（『津田左右吉全集 3 日本上代史ノ研究』岩波書店、一九六三年）。最近では、小林利男「王・大王号と天皇号・スメラミコト考」（同氏『古代天皇制の基礎的研究』校倉書房、一九九四年）。坂上康俊「大宝律令制定前後における日中間の情報伝播」（『日中文化交流史叢書 2』大修館書店、一九九七年）など。
- (4) 本位田菊士「大王」から「天皇」へ」（『ヒストリア』八九、一九八一年）。
- (5) 山尾幸久「古代天皇制の成立」（『天皇制と民衆』東京大学出版会、一九七六年）。なお、同氏は、のちに天武朝成立説に修正されている（同氏「飛鳥池遺跡出土木簡の考察―「天皇」制創出期の政治と思想―」（『東アジアの古代文化』九七、大和書房、一九九八年））。
- (6) 渡辺茂「古代君主の称号に関する二、三の試論」（『史流』八、一九六七年）。及び、前掲註（1）の諸論文。
- (7) 佐藤宗諄「天皇」の成立」（『日本史研究』一七六、一九七七年）。
- (8) 前掲註（1）森論文。
- (9) 西郷信綱「スメラミコト考」（同氏『神話と国家』平凡社、一九七七年）。
- (10) 「帝」号使用は前掲註（6）渡辺論文。「天王」号使用は、角林文雄「日本古代の君主の称号について」（同氏『日本古代の政治と経

濟』(一九八九年)。以下、両氏の説については、すべてこれによる。

(11) 鎌田元一「大王による国土の統一」(岸俊男編『日本の古代』6)中央公論社、一九八六年。

(12) 前掲註(1) 森論文。

(13) 前掲註(11) 鎌田論文。

(14) 前掲註(3) 小林論文。

(15) 前掲註(2) 栗原論文、前掲註(5) 山尾「古代天皇制の成立」。

(16) 前掲註(5) 山尾「古代天皇制の成立」。

(17) 「アメリシヒコ」についての以上のような私見をふまえて、「阿耨羅弥」について「オオキミ」「アメリシヒコ」のいずれとするのが妥当かであるが、「アメリシヒコ」「アメリシヒコ」では同義反復になることと、本文中でも述べたように、「アメリシヒコ」が倭国内で君主号として使用された確実な史料が見出せないことなどから、「オオキミ」と考えたい。

(18) 同氏『日本の古代国家』岩波書店、一九七一年。

(19) 「六〜八世紀の東アジア」(『岩波講座日本歴史2』古代2)岩波書店、一九五〇年。同氏『日本歴史の国際環境』東京大学出版会、一九八五年。

(20) 前掲註(18) 同氏著書。

(21) 前掲註(19) 同氏著書。

(22) 前掲註(5) 「古代天皇制の成立」。

(23) 石母田氏前掲註(18) 著書。

付記

本稿は、二〇〇一年一月二〇日に奈良教育大学大学院教育学研究科に提出した修士論文の一部を加筆・補訂したものである。修士論文提出と前後して、熊谷公男氏の著書『大王から天皇へ 日本の歴史03』（講談社）が刊行された。本稿の論点と深く関わる箇所もあり、本来なら氏の論をふまえて再考するべきところもあったと思うが、十分に果たすことができなかった。熊谷氏の海容をお願いするとともに、読者諸賢には氏の著書を読まれることをぜひお願いしたい。

（奈良教育大学大学院教育学研究科二〇〇〇年度修了）